

規約第 4 号「役員選挙規約」

(総則)

第 1 条 エフコープ生活協同組合（以下、「生協」という）定款第 19 条に規定する役員選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(役員選挙管理委員)

第 2 条 総代会は、役員選挙に関する事務を行うため、組合員のうちから理事会が定めるブロックから複数名の役員選挙管理委員（以下「委員」という）を選出する。なお委員の任期は、委員の選出について承認された通常総代会後の 10 月 1 日から 2 年間とする。

2. 委員は、役員選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織し、そのもとに事務局を設置することができる。
3. 委員は、委員長および副委員長を互選する。委員長は、委員会の議長となり会議を整理するとともに事務局を統括し、かつ選挙の経過、選挙違反の有無および結果を総代に報告する。
4. 委員会は、3 分の 2 以上の出席により成立し、その議決は、過半数をもって行う。あらかじめ通知のあった事項については、書面または委任をもって議決に参加することができる。
5. 委員会は、委員定数の 5 分の 1 が欠けた場合は、委員を補充することができ、総代に報告する。
6. 委員が、任期中に役員に立候補しようとする場合には、辞任しなければならない。
7. 補充によって委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙の公告)

第 3 条 役員選挙管理委員長は、総代会の会日の 50 日前までに、総代会において選挙する役員区分と定数(選挙区がある場合には選挙区の範囲と定数)ならびに立候補あるいは推薦手続きの方法を、公告しなければならない。

2. 前項の役員定数は、理事においては区分ごとおよび選挙区ごとに、監事においては区分を分けることなく、理事会において定める。
3. 理事の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) ブロック区
- (2) 全体区

(役員候補者)

第 4 条 総代会は、本規約に定める他、あらかじめ理事会において定められ、かつ委員会により公告された方法によって候補者登録がなされた候補者のみを対象として選挙を行うものとする。

(不適格者)

第 5 条 生協法の規定により役員になることができない者のほか、以下の者は、役員候補者として登録できない。

- (1) 未成年者
- (2) 破産手続き開始の決定を受け、復権していない者

(候補者登録)

第 6 条 役員候補者の委員会への登録は、以下に定める方法に従い、立候補あるいは推薦によって行われるものとする。

2. ブロック区理事候補者としての登録は、選挙区に所属する組合員でなければならない。
3. ブロック区理事候補者が所属する選挙区は、組合員の登録住所に基づくものとする。ただし、県外に居住している組合員の場合は、利用先住所に基づくものとする。

(立候補による登録)

第 7 条 第 5 条に該当する者を除き、組合員は誰でも、役員に立候補する旨を委員会所定の文書をもって委員会に届け出ることにより登録することができる。ただし、第 3 条に基づく公告のあった日の前月の末日において組合員であった者でなければ立候補することができない。

2. 候補者は、総代会で選挙が行われるまでの間、いつでも立候補を取り消すことができる。立候補を取り消した候補者は登録から削除される。

(重複登録の禁止)

第 8 条 同一選挙において第 9 条による登録がなされた者は、立候補による登録をすることはできない。

2. 理事と監事に同時に立候補すること、ならびに理事にあつては異なる区分に重複して立候補することはできない。

(推薦による登録)

第 9 条 役員推薦候補者は、事業経営および活動の継続性と安定をはかるために、その区分ごとに、次の各号に定める機関の推薦により登録される。

(1) 理事候補者

①ブロック区理事候補者は、ブロック区理事候補者推薦会議による推薦に基づき、理事会報告を経て、理事会推薦候補者として委員会に登録される。

②全体区理事候補者は、理事会推薦委員会の選考を経て、理事会審議の後、理事会推薦候補者として委員会に登録される。

(2) 監事候補者

監事候補者は、監事会による推薦の後、監事会推薦候補者として委員会に登録される。

2. 推薦による登録は、選挙区分毎に定められた定数を超えて行うことはできない。
3. 各機関の推薦手続は、以下の定めによる他、理事会が定める規則により行う。

(ブロック区理事候補者の推薦手続)

第 10 条 ブロック区理事候補者推薦会議は、規則第 89 号「ブロック区理事候補者推薦会議規則」に定めた推薦手続きによって理事候補者の推薦を行う。

2. ブロック区理事候補者推薦会議は、推薦する候補者名および推薦手続きの概要を理事会へ報告する。
3. 理事長は、ブロック区理事候補者推薦会議から報告された名簿に基づき、理事会が推薦する候補

者名簿を作成し、被推薦者の同意書を添付の上、あらかじめ定められた登録期間内に委員会に登録する。

4. 規則第 89 号「ブロック区理事候補者推薦会議規則」に定めのない推薦手続きについては、理事会が別途定める方法によるものとする。

(全体区理事候補者の推薦手続)

第 11 条 理事会は、推薦に先立ち、理事長を含む若干名の理事会推薦委員会を設置する。

2. 理事会推薦委員会は、届け出られた者につき、被推薦者本人の意思を確認し、必要な資格審査を行い、推薦するにふさわしい者の名簿を理事会に提案する。

3. 理事会は、理事会推薦委員会の推薦をもとに全体区理事候補の推薦を決定する。

4. 理事長は、理事会が推薦する候補者名簿を作成し、被推薦者の同意書を添付の上、あらかじめ定められた登録期間内に、委員会に登録する。

(監事候補者の推薦手続)

第 12 条 監事会は、届け出られた者につき、あらかじめ定めた推薦基準に基づき審査し、過半数の監事が推薦する者の中から、賛同者が多い順に定数内の者を監事候補者として推薦する。

2. 特定監事は、監事会が推薦する候補者名簿を作成し、被推薦者の同意書を添付の上、あらかじめ定められた登録期間内に、委員会に登録する。

(候補者登録の報告)

第 13 条 委員会は、前記第 7 条ないし第 9 条の手続により登録されたすべての役員候補者名および、選挙の手続き等が定款および規約に照らして妥当であるか否かを判断し、総代に報告する。

2. 委員会は、その内容について、おそくとも総代会の 2 週間前までに選挙人である総代に対し、選挙公報等により報告する措置を講じるものとする。

(選挙運動)

第 14 条 候補者の選挙運動については、規則第 84 号「役員選挙に関する規則」に基づき、委員会があらかじめ定める。

(選挙違反)

第 15 条 委員会は、選挙運動に際し、委員会の指示や裁定に違反する行為があった場合は、委員会は、ただちにその行為の中止を求め、適切な措置を講じることができる。

(選挙の実施)

第 16 条 総代会においては、適式に登録された役員候補者が定数を超過している場合、その選挙区分の候補者につき、投票により役員を選出する。定数を超過していない役員区分においては、投票を省略して候補者全員を無投票当選とする。

2. なお定数を超過して○印を付した投票、○以外を付したもの、委員会所定の用紙を用いないものについては、すべて無効とする。

3. 定款第 65 条の規定により書面をもって選挙権を行使する者は、その書面を封筒に封入し、その封筒に署名または記名押印したものを、総代会の開催までに、この組合に提出しなければならない。
4. 総代会における選挙事務は、すべて委員会が管理する。ただし総代会の議長は、投票による選挙が実施される場合、総代会に出席した組合員のうちから選挙立会人 3 人を委嘱して、開票事務に立ち合わせるものとする。
5. 委員会は、開票結果を報告し得票数の多い順に当選人とする。得票が同数の候補者については、その者のみを対象に委員会の定めた方法によって再投票を行い、有効投票の多い者を当選人とする。再度、その結果、同数の場合は抽選によって当選人を決定する。

(当選人の報告)

- 第 17 条 当選人が定まったときは、委員会の報告に基づき、総代会議長は直ちに当該総代会において当選人の氏名を報告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。なお、当選人が総代の場合は役員就任に際し総代を辞任しなければならない。
2. 前項の通知を発した日から 1 週間以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は役員に就任したものとみなす。
 3. 当選人が辞退または不適格事由の発生等により役員に就任しなかった場合、委員会は、次点者をもって当選人とすることができる。

(補充選挙)

- 第 18 条 当選人において、役員の被選挙権がなくなったとき、または死亡したとき、あるいは当選人が任期終了前に辞任したとき、または解任されたことなどにより、理事または監事の総定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたとき、理事長は、3 ヶ月以内に総代会を招集し、この規約に準じて補充選挙を行わなければならない。
2. 補充選挙の実施方法の細目については、委員会が定める。

(細目)

第 19 条 定款、規約第 4 号「役員選挙規約」、ならびに規則第 84 号「役員選挙に関する規則」に定めのない役員選挙に関する事項については、委員会において別に定める。

(改廃)

第 20 条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

- 第 21 条 この規約は、1983 年（昭和 58 年）4 月 1 日より施行する。
2. 1993 年（平成 5 年）3 月 19 日 一部改訂
 3. 1996 年（平成 8 年）6 月 14 日 一部改訂
 4. 1998 年（平成 10 年）6 月 10 日 一部改訂
 5. 1999 年（平成 11 年）6 月 10 日 一部改訂
 6. 2001 年（平成 13 年）6 月 12 日 一部改定

7. 2003 年（平成 15 年）6 月 10 日 一部改定
8. 2004 年（平成 16 年）6 月 10 日 一部改定
9. 2005 年（平成 17 年）6 月 14 日 一部改定
10. 2007 年（平成 19 年）6 月 12 日 一部改定
11. 2008 年（平成 20 年）6 月 10 日 一部改定
12. 2008 年（平成 20 年）8 月 21 日 一部改定
13. 2010 年（平成 22 年）6 月 22 日 一部改定

この規約改定を議決した総代会で選出された役員選挙管理委員の任期は、2011 年 9 月 30 日までとする。

14. 2012 年（平成 24 年）6 月 22 日 一部改定
15. 2014 年（平成 26 年）6 月 24 日 一部改定
16. 2016 年（平成 28 年）6 月 29 日 一部改定
17. 2020 年（令和 2 年）6 月 25 日 一部改定